

東京都私立高等学校等専攻科支援金交付要綱

令和3年4月1日

3生私振第133号

生活文化局長決定

第1 目的

この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日付元文科初第1703号）に基づき、東京都内に設置されている私立高等学校等専攻科（学校教育法第58条、同法第70条及び同法第82条の規定により専攻科を設置している東京都内の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校のうち、学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校を除いた学校が設置する専攻科をいう（以下「私立高等学校等専攻科」という。。）に通う低所得世帯の生徒がその授業料に充てるために支給する私立高等学校等専攻科支援金（以下「専攻科支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、教育に係る経済的な負担の軽減を図り、もって都民の教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第2 交付対象

この要綱に定める専攻科支援金の交付対象は、次の（1）から（6）までの全てに該当する生徒のうち、東京都知事（以下「知事」という。）による受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に代わって専攻科支援金を受領する私立高等学校等専攻科を設置する学校の設置者（以下「設置者」という。）とする。

- (1) 日本国に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科（国立学校及び公立学校が設置する専攻科を含む。）を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科（国立学校及び公立学校が設置する専攻科を含む。）に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、知事が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えない者
- (4) 専攻科支援金の支給を通算して（3）で定める期間を超えて受けていない者
- (5) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額（算定基準額）（保護者等が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額）が以下の区分に該当する者

【算式】区市町村民税の所得割の課税所得額^{※1}（課税標準額）×6%—調整控除の額^{※2}

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。

区分1 保護者等の算定基準額が100円未満である者

区分2 保護者等の算定基準額が51,300円未満である者（区分1に該当する者を除く。）

※ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する区市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。
なお、ここでいう保護者等とは、生徒の保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

（6）私立高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者

なお、（1）から（6）までに該当する者が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除き、補助の対象としない。また、年度の途中でアからウまでのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イ及びウについては翌年度の4月から補助の対象としない。設置者は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、アからウまでに該当しないことの確認を行い、別に定めるところにより、その旨を知事に報告すること。

また、既に専攻科支援金の支給を受けている生徒がアからウまでに該当することを確認した場合も同様とする。

ア 退学・停学（三ヶ月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三ヶ月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしない（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしない。）。

なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

第3 専攻科支援金の額

専攻科支援金の額は、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額（区分2に該当する者については、授業料の月額に相当する額の1／2の額）とする。

ただし、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権が減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

なお、授業料の月額に相当する額が以下の表の補助対象上限額を超える場合にあっては、専攻科支援金の額は補助対象上限額とする。

<専攻科支援金の補助対象上限額>

区分1	区分2
35,600 円	17,800 円

(注) 通信制課程は区分1が12,100円、区分2が6,050円

第4 交付方法

専攻科支援金の交付は、確定払の方法により行う。

なお、知事が必要と認める場合には、概算払により交付する。概算払の時期は別に定める。

第5 交付の申請

専攻科支援金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、「高等学校等専攻科支援金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（別記第1号様式）」に別に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

第7 交付決定内容の変更

- 1 申請者は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、「高等学校等専攻科支援金変更交付申請書（以下「変更交付申請書」という。）（別記第2号様式）」を、提出しなければならない。
- 2 知事は、1に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

第8 実績報告書の提出

申請者は、申請に係る私立高等学校等専攻科に通う生徒に関する各月初日の在学状況が全て確定したときは、「高等学校等専攻科支援金実績報告書（以下「実績報告書」という。）（別記第3号様式）」を、知事に提出しなければならない。

第9 申請の撤回

知事は、専攻科支援金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付した条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第 10 交付の条件

専攻科支援金の交付の決定に当たっては、交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 専攻科支援金は、受給権者の授業料に充当するものとし、この目的以外に使用してはならない。
- (2) 専攻科支援金を受給権者の授業料へ充当するに当たっては、法の趣旨を踏まえ、適正に処理をしなければならない。
- (3) 設置している私立高等学校等専攻科に当該年度中在学した全ての受給権者に関する各月初日の在学状況については、会計年度ごとに 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに確定しなければならない。
- (4) 知事が職員をして、専攻科支援金についての関係書類を調査させた場合又は専攻科支援金の支給事務についての遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、申請者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4) による調査又は報告により、専攻科支援金が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 申請者は、(5) の命令を受けた場合は、知事の指定する期日までに、専攻科支援金について交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 申請者は、第 5、第 7 第 1 又は第 8 の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第 11 専攻科支援金の額の確定

知事は、第 8 の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告の内容が専攻科支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき専攻科支援金の額を確定し、申請者に通知する。

第 12 是正のための措置

知事は、第 11 の規定による審査によりその報告の内容が専攻科支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第 13 専攻科支援金の精算

申請者は、第 11 に規定する通知を受けた後、概算払により交付を受けた専攻科支援金

の精算をするものとする。

第14 決定の取消し

- 1 知事は、交付の決定を受けた申請者が、次の（1）から（7）までのいずれかに該当した場合は専攻科支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の交付を受けた場合
 - (2) 専攻科支援金を他の用途に使用した場合
 - (3) 専攻科支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (4) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反した場合
 - (5) 第5、第7-1又は第8の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
 - (6) 第10-7に規定する報告を受けた場合
 - (7) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- 2 1の規定は、第11の規定による専攻科支援金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第15 専攻科支援金の返還

- 1 知事が、第14-1の規定により専攻科支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、専攻科支援金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第11の規定により専攻科支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える専攻科支援金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第16 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第14-1の規定により、専攻科支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、専攻科支援金の返還を命じたときは、申請者は、専攻科支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該専攻科支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、申請者に対し専攻科支援金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第17 関係書類等の整備

申請者は、専攻科支援金の支給事務に係る関係書類等を整備し、交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第18 補則

この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の交付について必要な事項は、法、同法施行令、同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び生活文化局私学部長が別に定めるところによる。

附 則（3生私振第133号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による東京都私立高等学校等専攻科支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定があった専攻科支援金について適用し、同日前に交付の決定があった専攻科支援金については、「東京都私立高等学校学び直し支援金交付要綱」（平成29年3月31日付28生私振第1779号）の規定による。

附 則（3生私振第633号）

- 1 この要綱は、令和3年6月14日から施行する。
- 2 この要綱による東京都私立高等学校等専攻科支援金交付要綱の規定は、令和3年7月分以降の月分の専攻科支援金の支給について適用する。令和3年6月分以前の月分の専攻科支援金の支給については、なお従前の例による。